

平成 28 年 12 月 12 日

関係団体の長 殿

東京労働局労働基準部健康課長

建設業における一酸化炭素による労働災害の防止について（要請）

平素より、労働衛生行政の運営につきまして、多大なる御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、一酸化炭素中毒による労働災害については、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）の衛生基準、建設業における一酸化炭素中毒予防のためのガイドライン（平成 10 年 6 月 1 日基発第 329 号）等に基づき、これまでも予防対策の徹底を図ってきたところですが、本年もこれまでに全国で一酸化炭素中毒と疑われる死亡災害が 2 件（2 人）発生するなど、その後も一酸化炭素中毒による労働災害が散見されています。

今般、安全衛生活動に活用しやすいよう、別紙 1，2，3 の通り、一酸化炭素中毒についての発生傾向等を取りまとめましたので、貴会における安全衛生活動にご活用いただき、内燃機関を使用する際の換気、警報装置の使用、労働衛生教育の実施など、一酸化中毒防止のために実施すべき事項を改めて徹底いただくとともに、傘下会員事業場等への周知をお願いします。

なお、添付資料は、後日、厚生労働省ウェブサイトに掲載いたします。